

由布市観光 PR 用素材収集及び動画制作業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本業務は、由布市内の観光スポットの画像及び動画素材を収集し、由布市公式ホームページ等に掲載することで、観光情報ページを充実させることを目的として実施するものである。また収集した素材をもとに観光PR動画を作成し、イベントでの放映や、SNS・テレビ等の各種メディアで公開することで観光誘致を図る。効果的な事業を実施するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行う。

2. 業務概要

(1) 業務名称

由布市観光PR用素材収集及び動画制作業務

(2) 業務内容

由布市観光PR用素材収集及び動画制作業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

(4) 提案上限額

4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 実施方式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。
- (4) 本プロポーザル実施の公告の日から本業務の契約締結までの間に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- (5) 本プロポーザル実施の公告の日から本業務の契約締結までの間に、当市から指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (6) 打合せに常時参加できる体制をとれること。

5. 参加方法

参加資格を有する者で、本プロポーザルに参加を希望する者は次により申請をすること。

(1) 提出書類

●参加申込書（様式第1号）

提出期限 令和5年5月29日(月)午後5時必着

提出部数 1部

●提案書（様式第3号）

提出期限 令和5年6月12日(月)午後5時必着

提出部数 1部

●予定担当者の略歴及び実績報告（様式第4号）

提出期限 令和5年6月12日(月)午後5時必着

提出部数 1部

●提案企画書

提出期限 令和5年6月12日(月)午後5時必着

提出部数 7部

様式 任意とする。また原則A4サイズとするが、A3サイズを使用する場合にはA4サイズに折り込むこと。

留意点 ・企画提案書は1社1案とする。また提出された提案企画書は返却しない。
・提出された提案企画書の修正・追加は認めない。
・参加申込書を提出していても期限までに提案企画書等の提出がなければ参加を認めない。

●見積書

提出期限 令和5年6月12日(月)午後5時必着

提出部数 1部

様式 任意とする。ただしA4サイズ（縦書き・横書き自由）とする。

その他 宛名は「由布市長 相馬尊重」と記載すること。

(2) 提出方法等

提出方法 直接持参又は一般書留もしくは簡易書留とする。

提出先 由布市役所 商工観光課 清家宛

6. 質問及び回答

参加申込書等を提出した者は、本業務について質問することができる。電子メールにより受け付ける（様式は問わない。）こととし、送付後は事務局まで電話連絡をすること。

(1) 質問受付期限 令和5年6月5日(月) 午後5時

(2) 質問送付先 由布市役所 商工観光課 担当：清家

(3) 質問内容・回答について

- ・参加申込書により参加を表明した全社に電子メールにて回答書（様式第5号）を送信する。なお、質問に対する回答は本要項の追加または修正とみなす。
- ・質問の内容が本プロポーザルの受託者選定に公平性を保てないと判断された場合は回答を行わないものとする。
- ・受付期間経過後の質問や受付期間内で指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

7. 受託候補者の選定

審査委員会の事務局（商工観光課）による一次審査（書類審査）、審査委員会による二次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。参加事業者が1者の場合も審査を行う。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 審査方法

提出された「5.（1）提出書類」により、書類審査を行う。審査に当たっては、「8.（1）一次審査（書類審査）」に基づいて評価し、参加事業者への順位付けを行い、上位4者程度を二次審査（プレゼンテーション審査）対象者として選定する。合計点数が6割に満たない場合は、失格とする。

イ 結果通知

一次審査の結果は、令和5年6月16日(金)に結果通知書（一次審査）（様式第6号）を添付のうえ、電子メールで通知する。ただし、個々の評価に関する内訳等は公表しない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 審査方法

一次審査を通過した参加事業者から提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、公正かつ厳正に審査し、受託候補者を1者選定する。審査委員会が「8.（2）二次審査（プレゼンテーション審査）」に基づいて評価し、一次審査及び二次審査の合計得点の最上位者を受託候補者とする。合格基準点は6割とし、合格基準に達するものがない場合は、本プロポーザルによる選定を行わないものとする。また、最高点を獲得した業者が複数あった場合は見積金額が少額の方を選定する。さらに、同点同額の業者が複数あった場合は、審査委員の協議を以て最終決定をする。参加者が1者になった場合でも審査を行い、審査委員会で基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。

イ 実施方法

実施日 令和5年6月30日(金) ※詳細は別途指示する。

説明時間 30分 (プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度)

出席者 3人以内とする。

その他 説明用のプロジェクターやスクリーンは当市で用意するが、PCは自社で用意すること。また審査の順番については、参加申込書の受付順とする。

ウ 結果通知

二次審査の結果は、令和5年7月4日(火)に結果通知書(二次審査)(様式第7号)を添付のうえ、電子メールで通知する。ただし、個々の評価に関する内訳等は公表しない。

(3) その他

- ・提出書類の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とする。
- ・提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、辞退届(様式第2号)により届け出ること。
- ・審査経過・結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けないものとする。

8. 審査の評価基準

(1) 一次審査(書類審査)

項目	評価の視点	配点
趣旨の理解	本業務の目的を理解した提案であるか。	20点
実績	本業務に類似する業務実績及び専門知識を有しているか。	10点
実施体制	作業スケジュールに無理がなく実現性が高いか。 業務を適正に履行できる実施体制が具体的に提案されているか。	10点
企画内容	由布市を効果的にPRできる企画及び構成になっているか。 事業実施による今後の展望や効果が見込まれる提案であるか。 仕様書に記載している要件を満たしているか。	50点
提案価格	提案内容によって想定される経費が適切に算出されているか。	10点

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

項目	評価の視点	配点
趣旨の理解	本業務の目的を理解した提案であるか。	20点
実績	専門知識、ノウハウを活かした効果的な提案があるか。	20点
企画内容	由布市の魅力が伝わる提案内容となっているか。 効果の高い訴求力のある業務提案となっているか。 具体的で実現性の高い企画提案となっているか。 独創的な工夫、また仕様書にはない活用可能な提案はあるか。	50点
信頼性	質疑応答への対応は的確であったか。	10点

9. スケジュール

	内容	期日
①	公募開始（由布市公式HPに掲載）	令和5年5月15日(月)
②	様式第1号提出期限	令和5年5月29日(月)午後5時必着
③	質問受付期限	令和5年6月5日(月) 午後5時
④	質問回答期限	令和5年6月8日(木) 午後5時
⑤	様式第3号及び様式第4号、提案企画書、見積書提出期限	令和5年6月12日(月) 午後5時必着
⑥	一次審査結果通知	令和5年6月16日(金)
⑦	二次審査（プレゼンテーション審査）	令和5年6月30日(金) ※個別の時間については別途指示
⑧	結果通知	令和5年7月4日(火)

10. 受託候補者との契約

- (1) 審査により選定した受託候補者と、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後契約を締結する。
- (2) 前号の協議が整わなかった場合、もしくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、契約を締結する。
- (3) 作製業務においては提案内容を尊重するが、必ずしも企画通りになるものではなく、協議のうえで修正指示を行う場合がある。
- (4) 受託者は、本委託業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により当市の承諾を得たときは、この限りではない。

11. 問い合わせ先（事務局）

由布市役所 商工観光課 担当：清家

〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地

TEL:(097)582-1304 FAX:(097)582-1361

E-mail: shoko@city.yufu.lg.jp